

ペットフードの安全をめぐる情勢

令和7年6月

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
愛玩動物用飼料対策班



愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)

環境省と共管

目 的

- ・愛がん動物用飼料(ペットフード)の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物(ペット)の健康を保護し、動物の愛護に寄与すること。

基準又は規格の設定及び製造等の禁止

- ・農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準又は成分についての規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

- ・農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

- ・農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

製造業者等の届出

- ・製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

帳簿の備付け

- ・製造業者、輸入業者又は販売業者(小売の場合は除く。)は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

報告徴収、立入検査等

- ・農林水産大臣及び環境大臣による製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

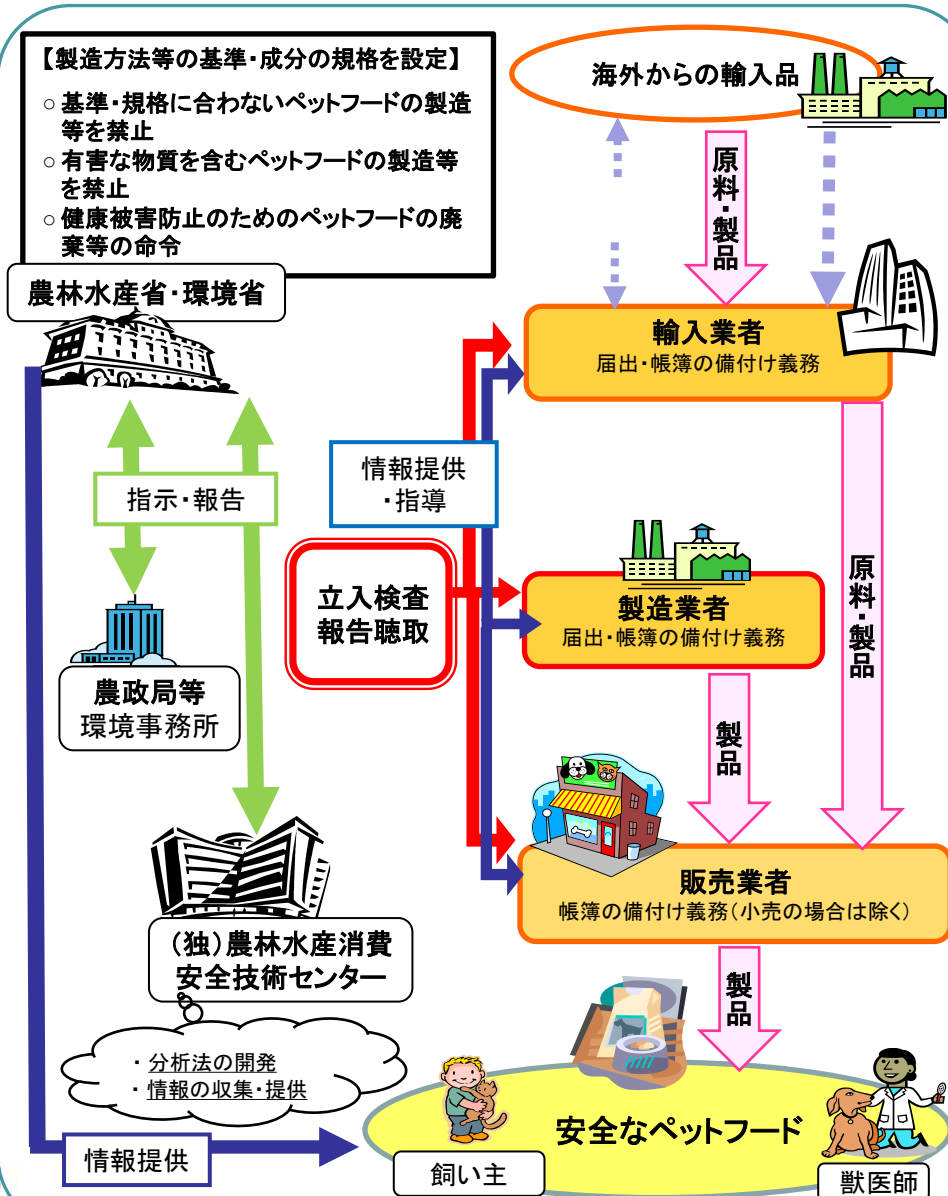
対象動物

- ・**ペットの栄養に供するものが対象**
総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガムも含む。

おもちゃ、食器、猫草、金魚のエサ等は対象外



ペットフードの安全確保するための体制の概要



ペットフードの安全をめぐる基礎データ

- ・ペットフードの届出事業者数は、製造業者8,420者、輸入業者953者（令和6年3月末時点）。
- ・製品のリコール（回収）は、年度によりバラツキはあるものの、国内・海外ともに年間数件は発生。
- ・ペットフード（犬用、猫用及びその他用）の出荷量は、年間で約57.3万トン（令和5年度：2023年度）。うち、国産品が約57%、輸入品が約43% また、犬用が約41%、猫用が約55%、その他用が約4%。

ペットフードの届出事業者数（令和6年3月末時点）

製造業者数	輸入業者数	合 計
8,420	953	9,373

犬猫用ペットフードの近年の事故発生状況（令和7年3月末時点）

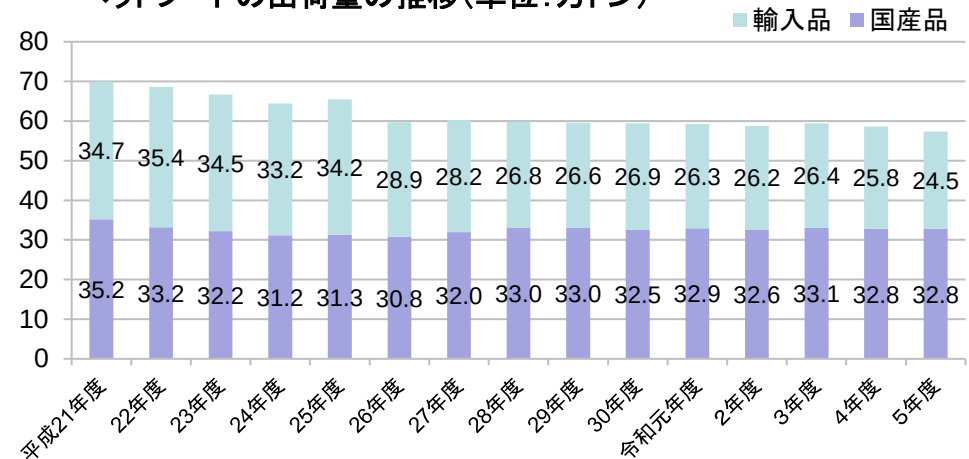
1. 国内リコール等

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	5	8	5	4	4
うち健康被害あり	0	3	1	0	0
うち健康被害なし	5	5	4	4	4

2. 海外リコール（注意喚起事務連絡発出件数）

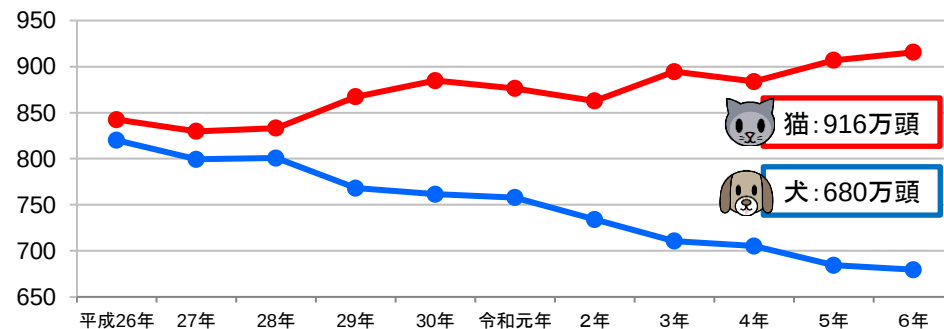
年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	4	7	4	7	7
うち国内流通あり	0	0	0	1	0
うち国内流通なし	4	7	4	6	7
（国内での健康被害確認件数）	0	0	0	0	0

ペットフードの出荷量の推移（単位：万トン）



出典：ペットフード産業実態調査（一般社団法人ペットフード協会）

【参考】犬と猫の飼育頭数（万頭）



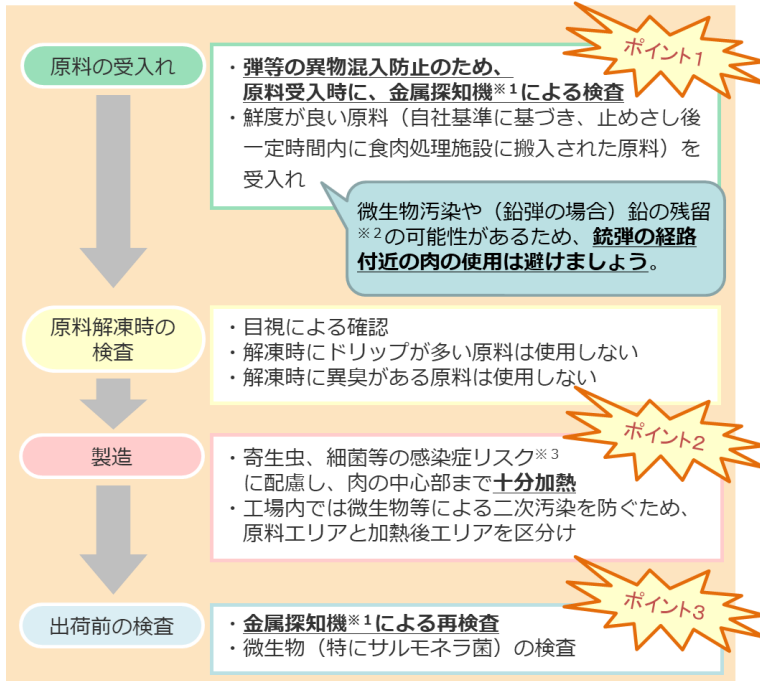
出典：全国犬猫飼育実態調査（一般社団法人ペットフード協会）

ペットフードの安全をめぐる最近のトピック

野生獣肉利用ペットフード(ジビエペットフード): 野生鳥獣による農林水産業の被害が深刻化し、捕獲・捕獲した野生鳥獣の利用拡大を政府全体で推進。ペットフード原料として利用する例も増加傾向にある一方、野生鳥獣は寄生虫や細菌等に感染している可能性が高く、また、狩猟に用いる鉛玉によるリスクも指摘されているため、当該リスクについて事業者への周知を実施。

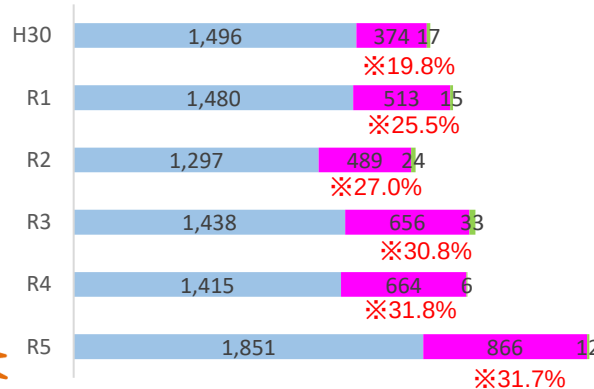
販売方法の多様化: ECサイトでのペットフードの販売では、販売者が購入者を確実に把握することができ一方、フリーマーケットサイトやSNSでの販売は違法ではないものの、販売者の氏名や素性がわからないことが多いので、事故対応に遅れが生じる危険性も。

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例



野生獣肉利用量及び内訳の推移 (t)

※は全体に対するペットフードの利用割合



■ 食用 ■ ペットフード ■ その他

出典: 野生鳥獣資源利用実態調査



フリーマーケットサイトやSNSで販売する場合でも…繰り返し販売する場合は、

① ペットフード安全法に基づく表示（※次々ページの参考資料参照）が必要



② 自ら製造・輸入して販売する場合は、製造業者・輸入業者としての届出が必要。



※1 金属探知機は、検査機器メーカーが定める検査方法を確認し、使用しましょう。
※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値（3μg/g）が設定されています。
※3 野生鳥獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生鳥獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの食中毒リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

◆ ペットフード安全法では、ペットフードの製造方法の基準として「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない」と定めています。
◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき食品に関する出荷制限がなされている野生のシカやイノシシの肉は、「有害な物質を含む疑いがある原材料」に相当すると考えられますので、ペットフードの原料としての使用は控えてください。

ペットフードの基準・規格 その1

- ・ペットフードは「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」により、基準・規格が定められている。
- ・製造方法の基準は、製造する際に使ってはならない成分などを定めており、有害微生物については、製造工程だけでなく、保管中の結露等水にぬれたりすることでも繁殖するため、十分に注意が必要。ペットフードが原因と考えられるサルモネラ菌等によるペットの健康被害がまれに報告される。
- ・表示の基準は、名称、原材料名、賞味期限、事業者名及び住所、原産国名を日本語で表示することとなっている。賞味期限や原材料等の表示のミスによる自主回収が多くみられる。

ペットフードの製造方法の基準

分 類	物質等	基 準
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない



基準を守らないと...

ペットフードの表示の基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、以下の5つの事項について、日本語で表示することを義務化

- ① 名称：ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
- ② 原材料名：原則として使用した原材料（添加物を含む）をすべて記載。添加物以外は、穀類、魚介類等の分類名による表示も可能
- ③ 賞味期限：年月日又は年月により表示
- ④ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所：表示内容に責任を有する者について、事業者の種別とともに記載
- ⑤ 原産国名：内容に実質的な変更をもたらす最終加工工程※を完了した国



※ 代表的なタイプのペットフードの最終加工工程

- ・ ドライ及びソフトドライタイプ：エクストルーダー
- ・ ウェットタイプ：レトルト殺菌工程
- ・ 練り加工タイプ：練り成型後の加熱工程
- ・ 焼き菓子・パンタイプ：焼成工程

ペットフードの基準・規格 その2

・ペットフードの成分規格は以下のとおり。上限値を超えてこれらの物質を含むことはできない。

分 類	物質等	上限値 (μg/g) (注)
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	無機砒素	2 (無機砒素 (Ⅲ) 及び無機砒素 (Ⅴ) の合計量)
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの合計量)
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01 (合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用は、エトキシキン75 μg/g以下
	亜硝酸ナトリウム	100
その他	メラミン	2.5

(注)水分量10%の場合の上限値。添加物の単位はg/t。

事業者の責務

ペットフード製造業者及び輸入業者の届出

届出

○法人、個人を問わず
ペットフードの輸入
又は製造を行う事業
者は、開始前に届出
が必要。

○届出は、主たる事務所（本社等）が所在する
都道府県を担当する農林水産省地方農政局等に。

○届出に必要な書類は

- ★届出書（正本1通、控えが必要な場合はさらに写し1通）
- ★事業者が実在することを証明する書面（登記簿謄本など）

○届出書様式は以下のウェブサイトからダウンロード
できます。

農林水産省/ペットフードの安全関係（「ペットフ
ード 安全関係」で検索）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfo
od/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html)

○eMAFFからの届出についてはこちらのウェブサイ
トを御参照ください。

「eMAFFによる愛玩動物用飼料の製造業者届、輸入
業者届等の提出について」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfo
od/eMAFF/emmaff-petfood.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/eMAFF/emmaff-petfood.html)

**開始前に
最寄りの農政局に
届出を！**

届出事項の変更

事業の廃止

事業の承継

**30日以内に
最寄りの農政局に
届出を！**

＜変更届出が必要な例＞

- 法人の代表者や事務所の所在地に変更があった
- 製造する事業場を移転した
- 保管施設を変更した
- 輸出用のペットフードの製造・輸入を開始した

ペットフード安全法の規制対象となる事業者

○:対象、×:対象外

事業者の種類	事業者としての 届出	帳簿の備付け	報告の徴収、 立入検査
製造業者	○	○	○
輸入業者	○	○	○
卸売業者 販売業者に 販売する業者	×	○	○
小売業者 消費者に 販売する業者	×	×	○